

新城市社会福祉協議会 発展・強化方針 〈概要版〉



『よりそい つなぎ とともに歩む しんしろ社協』

～ 自己決定（意思決定）の尊重 ～

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、地域社会の諸問題を解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする組織である。

地域福祉の中核を担ってきた社協の役割と具体的な事業・活動への期待が一層高まっている中、最終的なセーフティネットである行政へのストッパー機能（前方支援）とバックアップ機能（後方支援）を併せ持った包括的な支援体制整備を示していくことが重要である。

行政や他機関、さらには地域間とのコーディネート力の向上を図る一方、地域課題は複雑多岐にわたり、全ての課題が解決されることは極めて難しく、時には肩の荷を分け合い、時には肩の荷を下ろして、課題と十分な距離感を保った対応をすることも必要となる。

昭和45年（1970年）1月に法人設立認可されてから50周年を迎えるにあたり、『よりそい つなぎ とともに歩む しんしろ社協』を基本理念として、あらゆる地域課題への対応を講じる必要性から、この「発展・強化方針」を策定し着実な地域福祉の推進を図ることとした。

○ 新城市社会福祉協議会の使命と発展・強化方針

新城市社会福祉協議会の使命

新城市社会福祉協議会（以下「本会」）は、地域福祉を推進する中核的な団体として、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とします。

社会福祉法（抜粋）

【参考】

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

発展・強化方針の基本理念

「よいそい つなぎ とともに歩む しんしろ社協」

- その人らしさを尊重した利用者本位の寄り添い支援を行い
- 生活課題を受け止め支援につなげ
- 地域の人、組織、団体等の資源をつなぎ合わせ
- 課題解決のため関係機関とつながり
- 共に考え、共に歩む



～自己決定（意思決定）の尊重～

他者との関係や周囲の環境にも配慮し、あらゆる可能性や選択を調整することで、個人の望む生活を支援する。

発展・強化方針の目的と考え方

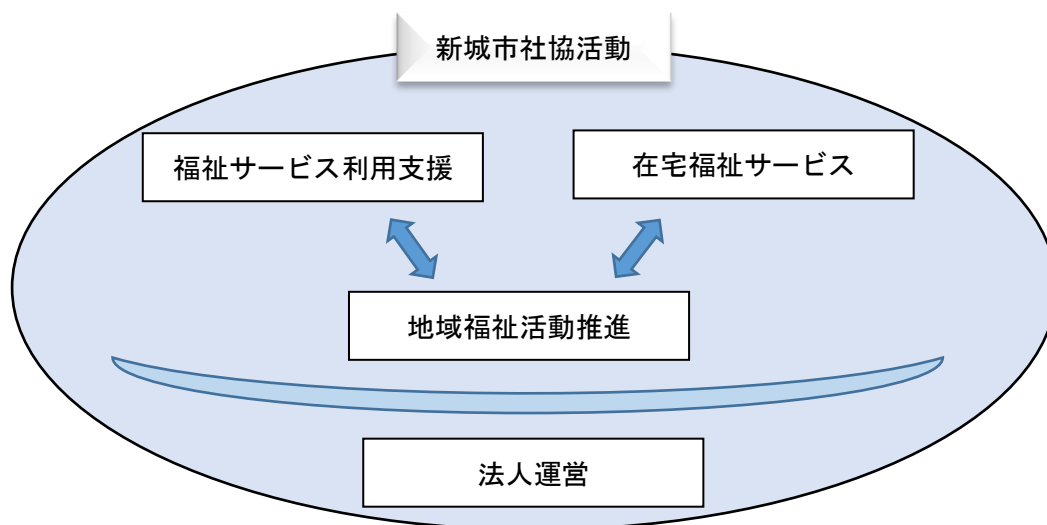
福祉施策の最終責任は行政であることは言うまでもない。しかしながらその背景にある経済的困窮や社会的孤立などの生活課題に対して、いち早く対応できる地域の基盤づくりや関係団体等との連携・協働など、住民や団体の取組みや仕組みづくりの構築は大変重要なものとなる。

生活課題を早期に発見し支援につなげ重篤化を防ぐ行政にとってのストップ・オーバー機能（前方支援）と、包括的な体制整備と専門的支援によるバックアップ機能（後方支援）を強化することも求められている。

しかしながら、昨今の生活課題は深刻化・複雑化傾向が多く、現在の事業・活動の必要性や有効性を検証・点検し事業・活動の強化、さらにはスクラップ＆ビルドにより事業を見直し、今日的・社会的意義や公益性を明確にして事業・活動の方向性を示さなければならない。

このように発展・強化方針に向けては地域のニーズや生活課題を的確に把握した事業展開に努め、役職員を含めた組織の共通認識や体制づくりを念頭に置きながらその推進を図るものとする。

本会の活動としては地域福祉活動を推進するためのコミュニティワークを基本として、生活課題を抱える方への相談支援や生活支援にあたる福祉サービス利用支援に加え、住み慣れた地域で暮らし続けることを支え、さらには積極的なニーズキャッチの場としての在宅福祉サービスを充実させ、地域のさまざまな生活課題に対応していくこととする。



全国社会福祉協議会「改訂 概説 社会福祉協議会」参考

発展・強化項目

①組織の体制づくり

さまざまな事業・活動へ取り組むには安定した人員体制や財源確保に加え、役職員も含めた組織の共通理解とバックアップ体制が整うことで、よりきめ細やかな支援やサービス提供を目指すことができる。

②相談支援体制強化

生活困窮や虐待、社会的孤立など深刻化する生活課題に対する総合的な相談支援や権利擁護体制を強化するとともに関係機関との連携を進め、さらには専門的助言の確保やコーディネート機能の発揮など、迅速で円滑な切れ目のない支援体制を構築していく。

③在宅福祉サービスの充実

地域包括ケアシステムの推進や地域共生社会の実現に向けても、地域や在宅での生活を支える役割として在宅福祉サービス事業は欠かせないものとなる。そのうえで、本会が実施する意義と責任を明確にし、地域支援の1つの仕組みづくりとして示していく。

④地域の基盤体制づくり

社協の使命である地域福祉推進の核となる地域との連携・協働を一層強化するとともに制度内外のサービスとの調整を図り、地域住民や関係機関、複数の専門職等のネットワークを機能させることにより、社会資源の最大限の活動と支援の大きな広がり、さらには社会資源の開発まで、さまざまな生活課題に対して的確に対応できる体制づくりを構築していく。

平成31(2019)年3月15日

社会福祉法人 新城市社会福祉協議会